平成２５年（フ）第１４６８号
さいたま市中央区上落合５丁目８番６号
債務者　松井　絵里
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４８１号
埼玉県川口市南前川２丁目15番22号　須藤コーポ101号
債務者　町田　美紀（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２２３０号
名古屋市熱田区夜寒町６番24号
債務者　今西亜希子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０４０号
大阪市平野区加美北１丁目21番41号　マンションリー３Ｂ、事業所所在地大阪市平野区加美北３丁目17―34
債務者　韓国炉端たかちゃんこと　高　　孟子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２９９号
大阪府大東市大野２丁目４番５号　白芳荘28―205号
債務者　今崎　　求
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５０９号
大阪府枚方市須山町77番21号
債務者　室園　俊英
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６５８号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号
債務者　下向　清彦
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６８１号
大阪府摂津市鳥飼西５丁目４番28―103号　サンビレッジＣ棟
債務者　浜本　智宏
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６８６号
大阪市東住吉区東田辺３丁目３番８号
債務者　冨永　秀行
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７７５号
大阪府八尾市恩智中町３丁目245番地　コープ野村恩智Ｂ―909号
債務者　中川　　勇
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７７６号
大阪府三島郡島本町高浜１丁目４番８号
債務者　田中　美穂
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８２１号
大阪市淀川区西宮原１丁目４番37―402号
債務者　金銅　文子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９０８号
大阪府豊中市庄内西町２丁目24番４号
債務者　北浦　久実
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９４９号
大阪市都島区友渕町２丁目４番３号　ハイム・コーワ303号
債務者　草生かつよ
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９７８号
大阪府東大阪市七軒家９番18号
債務者　尾松　正信
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９８８号
大阪市西淀川区姫島５丁目１番20―303号、前住所兵庫県西宮市高松町７番26―505号
債務者　繁田　朋子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８１４号
神戸市兵庫区浜崎通１番27―602号
債務者　尼嵜　領一
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部